

信州から能登へ

令和6年度
長野県社協災害ボランティア・福祉支援本部



Action Report

CONTENTS

Topics
1 信州から能登へ
あたたかなボランティアの力を 2

Topics
2 能登での経験を信州へ
DSAT (災害派遣社協チーム)の充実にむけて 3

Topics
3 長野県DWATの活動をふりかえって
～災害時地域包括ケアをこれからの目標に～ 5

長野県社会福祉協議会

信州から能登へ あたたかなボランティアの力を



大規模災害ボランティア活動応援助成（長野県補助事業）

能登半島地震の被災地で5名以上で活動する県内の災害ボランティア団体に旅費等を助成

- エントリー数：109団体（助成済：86団体 約3,200人 1,126万円 ※ R5年度、6年度）
- 活動先（団体数）：〈石川県〉能登町（39）／輪島市（29）／珠洲市（14）／七尾市（9）／金沢市（4）／その他（11）〈富山県〉氷見市（3）



チームうるし
R6.3月 輪島市



清泉女学院大学
R6.3月 輪島市

災害ボランティア活動報告会

- 開催：令和7年2月5日（水）
18:00～20:00 オンライン
- 参加者：
当助成を受けて、能登半島で活動した団体、県内市町村社協等90団体、200名
- 活動報告団体：
チームうるし、チームながでん
清泉女学院大学、上田市社協

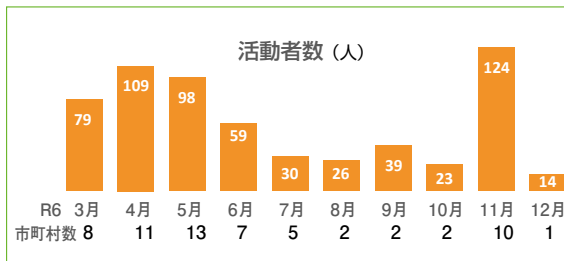


「チームながでん」
延べ約180人が被災地入り。輪島市や珠洲市、能登町で被災住宅の片付けや泥の搬出に取り組んだ様子について、写真を交えて紹介



能登行き「ボランティア・バン」のコーディネート

- 企画：市町村社協、ボランティア団体
- 調整：長野県社協
- 活動先：能登町・輪島市・珠洲市
災害ボランティアセンター（VC）
- 活動人数：計601人
※活動先まで乗り入れ可能にするためバンタイプの車両で募集



上田市社協ボラ・バン
R6.7月 輪島市



赤い羽根「ボラサポ」助成を受けて、多様なノウハウを持つ団体・企業の活動を促進



奥能登入浴支援プロジェクト（県介護福祉士会など、輪島市ほか）
R6.1月下旬～



軽トラプロジェクト（復興支援本部など、輪島市、能登町へ）
R6.1月～



農家民宿群「春蘭の里」（能登町）の再開に向け、建築士が同行して修繕について助言 R6.2月



竹内製作所㈱の重機を活かした支援活動をコーディネート R6.5月～



今後に向けて

- サスながの（災害VC応援企業パートナーズ）及び N-NET（長野県災害時支援ネットワーク）のネットワークを活かして、企業や NPO の多様な力を被災地支援につなぎます。
- 日本カーシェアリング協会（<https://www.japan-csa.org/>）が実施する「災害時返却カーリースプラン」等を利用して、カーシェアによる災害時の車両支援の県内での拡大展開を目指します。

能登での経験を信州へ DSAT (災害派遣社協チーム) の充実にむけて



長野県内社協 DSAT (災害派遣社協チーム) の派遣

① 関東甲信越静Bブロック
災害ボランティアセンター運営支援 (関ブロ)

震源M7.6

(※社協名表記を省略)

七尾市
⑮クール (3/27 ~ 4/1) 県、岡谷市
⑲クール (4/13 ~ 19) 県、岡谷市

珠洲市
③クール (9/22 ~ 27) 県、岡谷市
⑦クール (10/26 ~ 11/1) 県、駒ヶ根市
⑩クール (11/16 ~ 22) 諏訪市

中能登町
③クール (2/8 ~ 14) 県、飯田市、佐久穂町
⑥クール (2/20 ~ 26) 県、岡谷市、駒ヶ根市
⑨クール (3/3 ~ 9) 県、伊那市
⑫クール (3/15 ~ 21) 県、茅野市

能登町
⑫クール (4/25 ~ 5/1) 県、大町市
⑮クール (5/7 ~ 13) 県、上田市
⑲クール (5/19 ~ 25) 県、南箕輪村
⑳クール (5/31 ~ 6/6) 県、茅野市
㉑クール (6/12 ~ 18) 県、東御市
㉒クール (6/24 ~ 30) 県、佐久市
㉓クール (7/6 ~ 12) 県、塩尻市

② 災害特例貸付の応援 (1/30 ~ 2/2)、県

③ 災害ボランティア支援プロジェクト会議 (事務局：中央共同募金会) の調整による派遣

- 派遣先：能登町災害ボランティアセンター
- 派遣期間：
〈常駐型〉R6.1月3日～5月2日
〈スポット型〉6月、7月、9月、10月、11月

- 派遣者所属社協：
県、南箕輪村、岡谷市、長野市、飯山市、松本市、千曲市、御代田町、中野市、飯田市、千曲市、諏訪市、茅野市、飯綱町、木島平村、松川町、中川村、上田市、軽井沢町、木曾町 (派遣順)



災害 VC 運営支援の実際 ～地域福祉を基盤として～ (能登町)

【フェーズ0】 ●被災状況の情報収集 (行政、社会福祉法人、技術系 NPO との連携)
R6.1月 ●民生委員地区緊急会議への参加
●地元主体のボランティア受入・活動開始 (26日～)



地元ボラ連、消防団、防災士、民生委員が集結してプレオープン

【フェーズ1】 ●全国からのボランティア受入開始
2月 ●本所と2か所の支所の3拠点で展開
●能都サテライトを担当し、支所職員をバックアップ

地に寄り添い、想いを押し量り、地域性にあった支援体制の構築を目指す

現地のペースを把握し、合わせながら支援。地元社協、被災住民に寄り添う

【フェーズ2】 ●ボランティア受入本格化
3月～5月 ●長野県内からの支援 (ボランティア・バン) のコーディネート
●ボラ・バン宿泊拠点の「春蘭の里」にミニサテライトを置き、周辺地域のコミュニティマッチングを展開



ボランティアへのオリエンテーション (能都サテライト)

被災から数か月経ち疲れも出てくる時期。そこを考慮した声掛けや対応を心掛け



地域の代表者と連合、生協、地域社協の長野チームで打合せ



地域の区長に説明し、ニーズのとりまとめと活動日を相談



連合長野とボラ・バン (長野県社協の長野チーム) が連携して活動

【フェーズ3】 ●DSAT スポット派遣型に移行
6月～8月 ●サテライト縮小に向けた運営体制の移行支援
●地域支え合いセンターの始動を支援
●能登町社協の法人運営 (経営改善) の助言

【フェーズ4】 ●奥能登豪雨災害が重なったため緊急支援
9月～11月 ●豪雨災害対応のサテライトの運営支援
●地域支え合いセンターの運営を継続支援



地域支え合いセンターの運営支援と災害ケースマネジメント

令和元年台風第19号災害では、県及び長野市、中野市、飯山市、佐久穂町に「生活支援・地域ささえあいセンター」が設置されました。5か所のセンターに最大39人の生活支援相談員が配置され、建設型・みなし仮設住宅、在宅等の1,424世帯を支援しました。

日々の見守り訪問の他、毎月、行政(福祉・住宅等の部署)、地域包括支援センター、市町村社協等とともに「判定会議」を実施。被災世帯ごとの生活支援と住宅再建支援を整理する「再建支援区分」と併せて、一人ひとりの生活状況に応じて見守り頻度を決めていく「見守り区分」を重視して、継続的に被災者に寄り添い、行政や専門機関と連携した支援を実施しました。



〈長野県生活支援・地域ささえあいセンター報告書〉

<https://www.nsyakyo.or.jp/news/2022/06/post-279.php>

生活支援相談員による見守り訪問の際の記録では、発災から間もない2020年の春から夏の段階では、生活環境の変化やコロナ禍に伴う「孤立感」が多くの被災者で見られたが、その後、同年秋以降に徐々に住宅再建などの前向きな生活復興が進み始めたことが明らかになった。

その後も依然として被災者にとっては「出水期の不安感」や「経済・健康問題」などの懸念はみられたものの、発災から2年が経過した2021年秋以降においては、生活基盤の安定に向けた「前向き」な生活復興が進み始めたことが示された。

地域のつながりや相談員の見守りが被災者の生活再建において大きな支えとなっていることが分析できた。

〈災害ケースマネジメント研究会 2025.3月〉

生活支援・地域ささえあいセンターで展開した「災害ケースマネジメント」の経験をふまえて、能登半島に設置された各地域支え合いセンターの活動を支援していきます。



今後に向けて

- 災害ケースマネジメントによる個別支援と、災害ボランティアセンターから継続したコミュニティの力を重視した地域支援を一体とした「災害コミュニティソーシャルワーク」の展開を重視し、災害時から平時、平時から災害時につながるよう、地域福祉を基盤とした取組を進めていきます。

〈令和6年度出前講座 実績(防災福祉推進学習)〉: 38回(市町村社協、民生委員児童委員協議会、大学、企業等)

〈能登町地域ささえあいセンター等講師派遣〉: 3回



DSAT (災害派遣社協チーム) の充実にむけて

【DSAT研修】

基礎編(能登半島支援ふりかえり)

- 開催日: 令和6年5月21日
- 会場: 長野県総合教育会館
- 参加者: 55人

技術系NPO連携編

- 開催日: 令和6年9月19日
- 会場: 長野県庁災害対策本部室
- 参加者: 45人



災害NGO結の協力で県庁1Fロビーにて「能登物産展」を同時開催

〈令和6年度出前講座(災害ボランティアセンター学習・設置運営訓練)〉: 19回(市町村社協)

長野県内DSATは、平成29年4月、「災害初動時における先遣チーム」として、県社協職員及び市町村社協職員40名により発足。令和元年台風第19号災害では、災害ボランティアセンターの運営・支援の中核を担い、初動期のみならず復旧期の各局面において多様な支援者間の現地調整役を展開。そして、令和6年能登半島地震における多岐に渡る活動を踏まえて要綱改正を行いました。

「災害派遣社協チーム」として、「被災者中心」「地元主体」「協働」の理念に基づき、被災地社協に寄り添い、チーム員の経験に応じて次の活動を行います。

- 被災状況の情報収集及び受援体制づくりに関する助言
- 災害ボランティアセンターの設置・運営の支援
- 派遣職員をはじめとする多様な支援者の現地調整
- 技術系災害ボランティア・NPOとの連携促進
- 地域支え合いセンターの設置・運営の支援
- 災害福祉支援活動との連携促進
- 被災地社協の法人運営支援

長野県DWA Tの活動をふりかえって ～災害時地域包括ケアをこれからの目標に～

長野県DWA T (災害派遣福祉チーム) 活動概要

- 活動期間：2024年1月8日～1月14日 先遣隊
2024年1月15日～3月30日 25クール
- 主な活動場所：石川県能登町
- 活動人数：183人 (のべ586人)

【外部支援による臨時福祉避難所の設置・運営】

- 速やかな先遣隊派遣により能登町のニーズを把握、石川県から長野県への要請に基づき、1月8日からDWA T派遣を開始〔3月30日まで183人 (のべ586人) を派遣〕
- 能登町では、町内60か所を超える避難所に「地域を離れたくない」要支援高齢者等が分散していた。
- 指定福祉避難所での受け入れが困難な中で、長野県DWA Tの提案により「臨時福祉避難所」を開設、その運営を支援した。



一般避難所での活動

長野県DWA Tは、100名以上が避難していた小木中学校に常駐してDWA T活動を行いました。支援の緊急度が高い避難者のため広域避難、緊急入院、緊急入所等の支援が行われたが、「地域を離れたくない」要支援高齢者等が各避難所に分散し、スクリーニングをしても受け皿がない状況でした。高齢化率が50%を超える地域であり、発災後初期の段階から避難所の介護が課題になっていました。

● 段ボールベッド導入支援



広域避難についてイメージできない高齢者も多く、ていねいに情報を提供、意思決定を支援する

● 福祉アセスメント



● 体操、レク等



臨時福祉避難所の設置、運営

福祉避難所の設置にあたって必要な資機材は可能な限り現地で調達し、現地で調整できないものはDWA T本部に連絡して長野県から運搬しました。福祉避難所の定員は20名とし、最大時には16名が滞在、2か月半の間に30名が利用しました。避難所を巡回した保健師が要配慮者をスクリーニングし、地域包括支援センターの決定を受けて、DWA Tが入所支援、退所支援を実施。避難者の支援は日勤を地元のデイサービスセンター職員が担当し、朝夕と夜勤を長野県DWA Tが担当しました。（長野県DWA Tコーディネーター報告から）



福祉避難所の開設を準備
(1月19日開設)



小木デイサービスセンター職員と長野県DWA T チーム員が見守りや支援を担当



要支援の高齢者も、ここなら落ち着いて過ごしていた



活動をふりかえって

この活動をふりかえり、今後に向けた教訓や提案を具体化するため、令和6年度、長野大学との共同研究を行い、「外部支援による臨時福祉避難所の設営に関する報告書 -長野県ふくしチームの石川県能登町での活動と提案-」をまとめました。

共同研究では、今般の長野県DWA Tの能登町での活動を「外部支援による臨時福祉避難所の設営は、指定福祉避難所等の機能を補うための現実的な措置として有効」と評価し、その効果として次の6点に整理しています。



外部支援による被災地域内での臨時福祉避難所設営方式の効果

- (1) 住み慣れた地域での生活の維持
- (2) 災害の発生により「要配慮」となる人へのケア
- (3) 福祉施設の実効的な BCP の実現
- (4) 地域の業維持と復興
- (5) 一般避難所の負担軽減
- (6) 災害時地域包括ケアを支える「統合福祉避難所」及び DWA Tの活動拠点としての役割

特に、現在、「災害時の地域包括ケア」の目標化に向けて、災害救助法等の改正が準備されている中で、報告書は、長野県ふくしチームの能登町での取組が、この「災害時の地域包括ケア」を試行する取組みであったと評価し、全国的な普及を提案しています。

「外部支援による臨時福祉避難所の設営に関する報告書 -長野県ふくしチームの石川県能登町での活動と提案-」IIの3「外部支援による臨時福祉避難所設営の効果」から抜粋

(6) 災害時地域包括ケアを支える「統合福祉避難所」機能の試行

これまで、ボランティア団体、社会福祉法人、福祉専門職団体等が臨時福祉避難所を設置した事例は少なくないが、様々な制約の中、避難者の自立も考慮した包括的なケアまでを行うことは困難であったと考えられる。

長野県ふくしチームの実践は、ケアマネジメント経験豊富なコーディネーター2名が交代で被災地に常駐し、臨時福祉避難所の運営を核にしながら、点在する一般避難所・福祉避難所はもちろん、在宅避難者支援や施設支援とも連携を試みており、災害時地域包括ケアを支える「統合福祉避難所」ともいべき機能を試行したと言える。

能登町のように中山間地に避難所が散在し、少数の要支援者が各所に分散している場合は、被災自治体外部からの支援も得ながら、このような「統合福祉避難所」を設置し、これを災害時の地域包括ケアの要として活用することの有効性は今後考慮されるべきであろう。



図5 (臨時)統合福祉避難所を含むDWA Tの支援体制案

今後に向けて

「能登での実践から、臨時福祉避難所立上げセットの配備にご支援を！」をテーマにクラウドファンディングを実施しました。

- 期 間：令和6年9月1日～令和6年11月28日（3か月間）
- 目 的：臨時福祉避難所立上げセットの購入
段ボールベッド、ベッド用マット、室内テント等
- 実 績：745,000円のご寄付により県内2地区に
臨時福祉避難所立上げセットを配備。

- ① 東北信
(福) 長野県社会福祉事業団（長野市）に配備
- ② 中南信
(福) 七つの鐘（安曇野市）に配備

【訓練の実施について】

立上げセットを利用した臨時福祉避難所設置訓練の実施

- 開催日：令和7年2月28日（金）13:00～16:00
- 会 場：大桑村公民館野尻地区館
- 参加者：51名（災福ネット関係者、長野県 DWAT チーム員、福祉施設職員、社協、行政等）



※この他、令和7年3月に喬木村、諏訪市でも実施

今後「立上げセット」を活用した臨時福祉避難所設置訓練を県内各地で展開していきます。



R7.2月 大桑村



R7.3月 喬木村



R7.3月 諏訪市

事業所のBCP改訂ニーズに応えて

【長野県災福ネットBCPセミナーの開催】

- 開催日：令和6年10月18日（金）（オンライン）
- 参加者：300名
- 内 容：
ケアマネ座談会「在宅サービスの視点から能登半島地震をふりかえる」
〈スピーカー〉こすもす居宅支援事業所／藤波デイサービスセンター
〈進 行〉能登町健康福祉課 千場課長補佐
シンポジウム「能登半島地震の経験からBCPの見直しを考える」
〈シンポジスト〉ケアホームいるか乃里 上野管理者
特別養護老人ホームこすもす 水上副施設長
〈コーディネーター〉佛教大学 後藤講師

〈ケアマネ座談会より〉
「今後の備えについて」

- 緊急連絡先は複数必要
- 利用者の避難場所の確認
- 避難先の車イスの有無の確認
- 非常食のきざみ・とろみ等の準備（家族と相談）
- 夜間・休日の緊急連絡先や公用携帯の持ち出し

今後に向けて

能登半島地震の経験を活かして、県内の福祉・介護事業所の法人同士の助けあいや多様な外部支援活用の視点も含めて、BCPの見直しと防災に強い地域づくりを進めていきます。

〈令和6年度出前講座 実績〉

- BCP研修：8回（社会福祉法人、社協、ケアマネ連絡会等）
- 経営アドバイザー（BCP策定）派遣：3回（長野県社協福祉人材センター実施）

令和元年台風第19号災害では、全国から温かな支援を受け、復旧・復興の道を歩んできました。この被災経験を踏まえて、恩返し気持ちとして「信州から能登へ」自分たちができることを精一杯取り組んできました。

被害の大きさ、避難の広域化等により現地支援でジレンマを抱えることもありましたが、令和8年に予定される災害対策基本法等の改正に期待しつつ、今後も、地域に根ざした防災化・災害福祉を推進していきます。

②被災者支援の充実

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要
R7年2月 内閣府(防災)より一部抜粋

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

災害に対する社会福祉の役割を果たすために

社会福祉と防災は切っても切れない関係にあります。

「防災」は、「災害を防ぐ」だけではなく、災害の予防・軽減から災害からの復旧・復興に至るまでの幅広い活動を意味します。そして、社会福祉は「災害によって生活困難に直面する被災者への支援」という観点から、それらのすべての活動に深く関わります。超高齢化社会を迎える我が国では、防災においても社会福祉の重要性が益々高まっていくと考えられます。

東日本大震災後の2013年、日本学術会議は「災害に対する社会福祉の役割」と題する提言をとりまとめましたが、その中には、災害ソーシャルワークの推進とともに災害時の社会福祉の在り方についての研究と教育の推進も含まれています。

長野大学は、平成6年度、長野県社会福祉協議会と能登半島地震の際の災害福祉支援に関する共同研究を実施し報告書を取りまとめました。DWATの派遣や福祉避難所運営などの貴重な経験は、我々が今後なすべきことを教えてくれます。社会福祉が災害に対してその役割を果たしていくためには、事実や経験を記録し、それを基に将来の方策を考え準備することが不可欠です。本報告がそのような記録の一環として活用されることを期待するとともに、長野県社会福祉協議会とも協力して「防災福祉」の研究と教育を進めていく所存です。

公立大学法人長野大学特任教授／国立研究開発法人 防災科学技術研究所審議役
田口 康

